

鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業
副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県内中小企業等のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）の活用による成長戦略の実現を支援することを目的とし、県内中小企業等が国内在住の副業・兼業人材の活用にあつては報酬・移動費・紹介手数料について、予算の範囲内において、鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については、「鹿児島県補助金等交付規則」（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) プロ人材

専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材であつて、主たる活動拠点、居住地を県内外（日本国内）に有する者をいう。

(2) 副業・兼業人材

(1)であり、かつ雇用契約、委任契約又は業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を行う者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）」を通じて、企業の生産性向上や経営課題解決のために国内在住の副業・兼業人材の活用にあつては報酬・移動費・紹介手数料を負担した者であること。

なお、同時に複数人の活用を開始した場合は、その中の1人分のみを補助対象とする。

また、副業・兼業人材との契約期間は5か月を上限とし、原則として補助対象期間内に契約期間が終了すること。

(2) 県内に主たる事業所を有する事業者のうち、プロ人材拠点を通じて、過去に副業・兼業人材の活用を行ったことがない者であること。

ただし、常勤雇用のみを支援を受けた、当該事業者については、この限りではない。

(3) 県等の補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。

(4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。

(5) 政治活動及び宗教活動を行う団体でないこと。

(6) 同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。

(7) 県税に未納がないこと。

(8) 事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(9) その他、公序良俗に反する事業を行う者など、補助対象とすることが社会通念上不適切と知事が認める者ではないこと。

(補助金の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が自社の成長戦略の実現のため、プロ人材拠点の支援によりマッチングした国内在住の副業・兼業人材を活用する事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金の交付対象としないものとする。

(1) 補助事業と同一内容の事業について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定しているとき

(2) マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、プロ人材の知見・ノウハウを必要

としない事業

(3) 活用する副業・兼業人材が、事業主、役員の3親等以内の親族であるとき

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める期限までに、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書（様式第1号別紙1，附表）
- (2) 役員名簿（様式第1号別紙2）
- (3) 雇用契約、委任契約又は業務委託契約を証する書類（契約書等の写し）
- (4) 副業・兼業人材の居住地がわかる書類（自動車運転免許証や住民票の写し等）
- (5) 県税納税証明書のコピー
- (6) 誓約書（様式第1号別紙3）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）により交付申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取下げようとするときは、交付決定の日から10日以内又は別途定める期限のいずれか早い日までに、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付申請取下届出書」（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 交付の決定を受け補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかに「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金変更交付（中止・廃止）申請書」（様式第4号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

なお、変更交付申請については、補助対象事業費が増額となった場合でも、当初の交付決定額を上限とする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業に要する経費について、総額の30パーセントを超えて減額変更を行う場合。
 - (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 知事は、第1項の承認を行った場合は、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金変更承認（中止・廃止）通知書」（様式第5号）又は「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書」（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は別途定める期限のいずれか早い期日までに、別表2に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助

金交付確定通知書」(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、前条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払いを行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金精算払請求書」(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) その他法令又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。

(4) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。

(5) 交付決定後生じた事情の変更等で、補助事業の全部又は一部を継続することができないと判断したとき。

(6) 第3条第3項に規定するものに該当することが明らかになったとき。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づく額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に基づく交付決定の取り消しを行ったときは、「鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金交付決定取消通知書」(様式第10号)により補助事業者速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金を返還させることができる。

2 知事は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者へ通知する。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 返還期限

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、本補助事業に係る経理の収支を明らかにするために、これに関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類を整備し、補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第16条 知事は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者へ報告を求め、本補助事業に係る帳簿及び証拠書類、その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査できるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第17条 補助事業者は、第7条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

○ 別表 1

区 分	補 助 対 象 経 費
(1) 報酬	副業・兼業人材に支払った報酬（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。
(2) 移動費	① 交通費 補助事業に従事するため、居住地から就業地まで公共交通機関で移動する際の交通費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。交通費の算定については、経済的かつ合理的な経路及び方法によって移動した場合の費用を上限とし、往路、復路を対象とする。ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。 ② 宿泊費 補助事業に従事するため、就業地で宿泊する際の宿泊費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。宿泊費の算定については、「鹿児島県職員等の旅費に関する条例」に準ずるものとする。ただし、実際に要した額が条例に規定する宿泊料を超えない場合は、その額とする。
(3) 紹介手数料	補助事業者が人材の活用に伴い民間人材ビジネス事業者を支払った経費のうち、人材紹介に要した手数料（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）。
補助率	10 分の 8
補助限度額	補助上限額 50 万円 ((1), (2), (3)の合計)
その他	副業・兼業人材との契約期間については、5ヶ月を上限とする。

○ 別表 2

区 分	提 出 書 類 一 覧
共 通	① 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書（様式第7号） ② 鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業副業・兼業人材活用促進事業補助金実績報告書（様式第7号別紙，附表2）
報 酬	① 報酬を支払ったことを証する書類 （振込依頼書・支払い口座・領収証等の写し）
移動費	① 交通費等を支払ったことを証する書類 （領収書，振込明細，通帳写し等）
紹介手数料	① 人材紹介手数料請求書の写し ② 人材紹介手数料の納付が確認できるもの （領収書，振込明細，通帳写し等）